

令和4年5月9日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、ミツキボクシングジム（以下「ミツキジム」という）所属ボクサーである西畑るな（ライセンスNo.49100）選手を令和 4 年 4 月 23 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

理由： ミツキジム西畑るな選手は、令和 4 年 4 月 24 日の試合の前日計量において 0.9kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は西畑るな選手を令和 4 年 4 月 23 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、ミツキジムのマネージャーである後藤芳清（ライセンスNo.20567）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、後藤芳清氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション